

港湾手続の統一化・簡素化の進捗状況調査結果(第2回)の 公表について

平成19年5月16日開催の「アジア・ゲートウェイ戦略会議」で策定された「貿易手続改革プログラム」では、平成19年度から平成21年度を「集中改革期間」として、港湾手続の統一化・簡素化を推進することになっております。このため、国土交通省港湾局では、港湾管理者手続の申請のための13種類の統一モデル様式を定めるとともに、平成19年8月7日付国港経第14号「港湾管理者手続の統一化・簡素化に係る統一モデル様式の通知」を各港湾管理者に発出し、対応・協力をお願いしているところです。

「貿易手続改革プログラム」においては、「各港湾の申請書式の統一化や所要のシステム改修等の状況を定期的に調査・公表」と定められていることから、本年度12月末日時点での各港湾の対応状況について、下記により第2回調査を行い、その結果を公表するものです。

記

調査結果(概要等)について

「調査結果第2回(概要)」、「調査結果第2回(統一モデル各様式)」および、「調査結果第2回(各港の対応状況一覧)」のとおり。

以上

調査結果第2回(概要)

各港湾管理者に対し、港湾手続の統一化・簡素化の進捗状況調査を行い、平成20年12月末日時点の状況をとりました。主な調査結果の概要は以下のとおりです。

対象港湾144港(特重23、重要103、地方18)

(注)平成20年12月25日付で重要港湾の日立港、常陸那珂港、大洗港が統合されているため、前回146港であった対象港湾が、今回144港となっている。

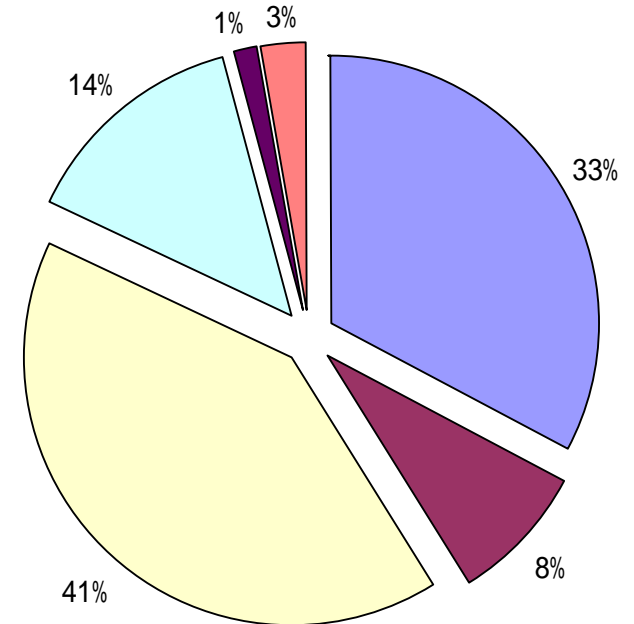
調査の概要

各港湾管理者における検討は概ね終了し、大半の手続において、採用予定を含み統一モデル様式が採用されることとなった。

採用予定時期については、例えば様式1(入港前手続)を例にとると、既に採用済(20年12月末時点)が33%、20年度下半期(21年1~3月まで)が8%、21年度上半期(4~9月まで)が41%、21年度下半期(21年10月~22年3月まで)が14%となっており、次世代シングルウィンドウに統一モデル様式対応手続が追加される21年10月までには82%が、集中改革期間中の22年3月までには96%が採用する予定となっている。

採用未定の手続については、(1)関係者との調整が未了、(2)図面添付の処理方法を検討中などであり、国としては引き続き採用に向け調整を進める。

統一モデル様式採用予定時期
様式1(入港前手続)の場合



調査結果第2回(統一モデル各様式)

本資料は、全調査対象港湾から対応不要の港湾を除き、採用予定時期ごとに細分化したものである。

対象港湾数

144

97

30

13

10

67

34

74

53

56

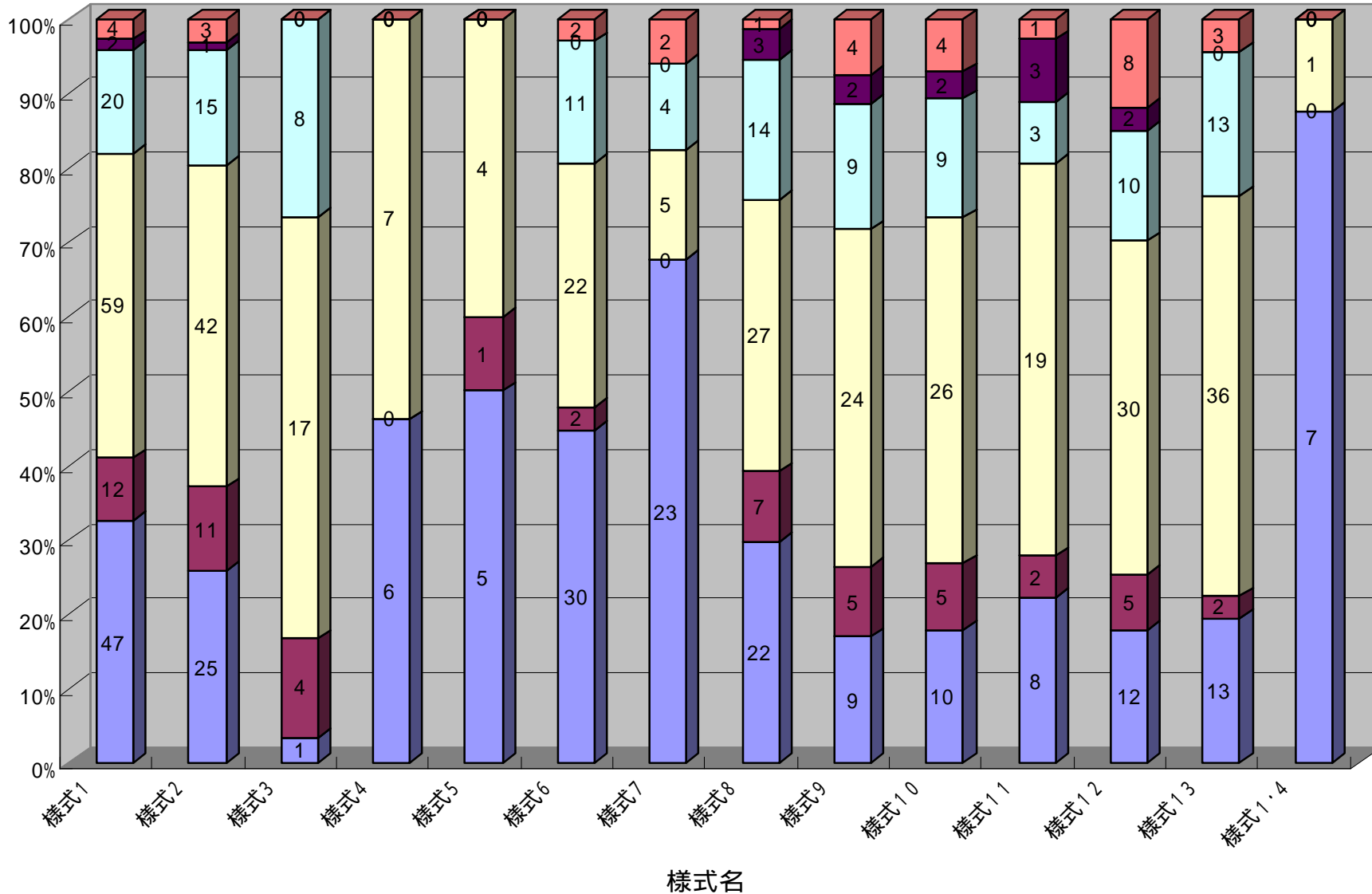
36

67

67

8

割合



対応不要…施設がない、手続がない、統合様式の採用、業務委託等

統一モデル様式 名称(参考)

様式1	入港前手続
様式2	船舶給水施設使用許可申請書
様式3	旅客乗降用施設(渡船橋)使用許可申請書
様式4	ひき船使用許可申請書兼配船希望願
様式5	船舶廃油処理施設使用許可申請書
様式6	入港料減免申請書
様式7	入港料還付申請書
様式8	荷役機械使用許可申請書
様式9	港湾施設(上屋)使用許可申請書
様式10	港湾施設(荷さばき地・野積場)使用許可申請書
様式11	コンテナ用電源使用許可申請書
様式12	港湾施設(上屋・荷さばき地・野積場)使用許可申請書
様式13	港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請書
様式1及び4	船舶運航動静通知

調査結果第2回(各港の対応状況一覧)

(平成20年12月末日現在)

特定重要港湾	重要港湾	地方港湾
<p>(23)</p> <p>室蘭、苦小牧、仙台塩釜、千葉、東京、川崎、横浜、新潟、伏木富山、清水、名古屋、四日市、大阪、堺泉北、神戸、姫路、和歌山下津、水島、広島、徳山下松、下関、北九州、博多</p>	<p>(83)</p> <p>函館、小樽、釧路、留萌、稚内、十勝、石狩湾新、紋別、網走、根室、青森、八戸、宮古、釜石、大船渡、石巻、秋田、船川、能代、酒田、小名浜、相馬、鹿島、茨城、木更津、横須賀、直江津、七尾、金沢、敦賀、田子の浦、御前崎、衣浦、三河、尾鷲、津松坂、舞鶴、阪南、尼崎西宮芦屋、東播磨、境、浜田、宇野、尾道糸崎、呉、福山、宇部、岩国、三田尻中関、徳島小松島、橘、高松、坂出、今治、松山、新居浜、宇和島、三島川之江、高知、須崎、苅田、三池、唐津、伊万里、長崎、佐世保、厳原、三角、八代、熊本、大分、津久見、佐伯、細島、油津、鹿児島、志布志、川内、那覇、平良、石垣、金武湾、中城湾</p> <p>(20)</p> <p>むつ小川原、久慈、両津、小木、日高、鳥取、西郷、三隅、岡山、小野田、東予、宿毛湾、福江、郷ノ浦、別府、中津、宮崎、名瀬、西之表、運天</p>	<p>(18)</p> <p>気仙沼、柏崎、福井、内浦、宮津、相生、新宮、竹原、土生、平生、萩、詫間、丸亀、松島、松浦、水俣、佐賀関、喜入</p> <p>青枠：港湾法上の特定重要港湾、重要港湾、地方港湾のうち、関税法上開港となっている港 124港</p>

(注1) 赤文字は採用未定の様式がある港湾。

(注2) その他の港湾については、全ての様式について採用済、採用予定又は対応不要の回答を得ている港湾。

(注3) 重要港湾の茨城港については、日立港区・常陸那珂港区が関税法上開港、大洗港区が不開港となっている。